

栃木県ライフルスポーツ射撃協会 会員規定

第1条(目的)

この規定は、栃木県ライフルスポーツ射撃協会(以下「本会」という)会則第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条および第12条の規定に基づき、本会会員の入会、退会、会費等の納入、及び会員資格の定義、適用に関し必要な事項を定める。

第2条(入会手続き)

本会の一般会員は、会則第8条に基づき、本会会員2名の推薦を受けて、別に定める入会申込書を会長に提出し、本会理事会の承認を受けることにより本会に入会するとともに、(公社)日本ライフル射撃協会(以下「日ラ」という)へ会員登録を行う。

2 本会の準会員は、会則第8条に基づき、本会会員2名の推薦を受けて、前項の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けることにより入会する。

また、地域振興・普及を目的とする事業等に係る協力者を、協力会員として理事会の承認により準会員に登録することができる。

3 本会の賛助会員は、会則第8条に基づき、理事会の承認を受けることにより入会する。

4 入会を推薦できる会員は、一般会員および準会員とし、2名のうち1名は学生・生徒を除く一般会員でなければならない。

第3条(義務)

本会の会員は、ライフル射撃スポーツを愛好する者として、また競技者として、社会的責任と役割を常に認識し行動しなければならない。また、銃砲等・火薬類等を許可されている者、或いは許可を受けようとする者は、関連法規を十分に理解し、遵守するという責務を全うするための努力を怠ってはならない。

2 本会より日ラへ会員登録された会員は、推薦に基づく銃砲等・火薬類等の所持許可に係る事項について、日ラ会員資格更新時および事項に変更が生じた際は、確実に遅滞なく本会事務局へ申告しなければならない。

3 本会ならびに日ラより発行、承認された推薦書、段級証書、講習会修了証等の書類および情報は、提示を求められたときに速やかに提示できるよう管理されていなければならない。

4 本会の会員は、遅滞なく会費等の必要な経費・料金を納入しなければならない。

5 本会の会員は、年度内に2回以上、本会あるいは本会関連団体主催・主管の競技会等の催事に参加するよう努めなければならない。

第4条(会員証)

前条に基づいて入会した会員については、一般会員については「日ラ会員証」が日ラより交付され、この会員証を以て本会会員証とする。

2 準会員については、本会事務局へ会員登録され、本会より「栃ラ射会員証」が交付される。

3 前項の会員証の有効期間は1年間とし(入会時は当該年度内)、会員が継続会員となる場合、同会員証は更新されるものとする。

第5条(会費等)

本会の一般会員、準会員および賛助会員は、会則第9条に基づき、入会時に入会金並びに年会費を、また、以後毎年所定の時期に年会費を納入しなければならない。

2 入会金および年会費は、会員種別及び区分に応じて次表のとおりとする。

3 (表)

種別	区分		継続会員 (A1)	新規会員 (A2)	移籍会員(A3)		移籍会員(A4)		
					既に日ラ及び本会の会員で、学校卒業等にて、区分が変更となる者		既に日ラに登録された会員で、他都道府県より編入する者		
一般 会 員	成 年	日ラ・入会金	----	5,000	日ラ移籍 手数料	500	日ラ移籍 手数料	500	
		日ラ・年会費	10,000	10,000		10,000		10,000	
		栃ラ・入会金	----	1,000	----			1,000	
		栃ラ・年会費	7,000	7,000		7,000		7,000	
		計	17,000	23,000		17,500		18,500	
	(学連 学生連盟)	継続会員(B1) 学連加盟せず 日ラ及び本会会 員を継続する者	新規会員(B2) 学連へ加盟しな い日ラ及び本会 入会者	新規会員(B3) 学連へ加盟してい る、またはする者	移籍会員(B4) 本会の会員で、大学へ進学し、学連に 加盟しない者				
		日ラ・入会金	----	1,000	1,000	日ラ移籍 手数料		500	
		日ラ・年会費	3,000	3,000	----			3,000	
		栃ラ・入会金	----	1,000	1,000	----			
		栃ラ・年会費	2,000	2,000	2,000			2,000	
		計	5,000	7,000	4,000			5,500	
	生徒 ① (高校生)	継続会員 (C1)	新規会員 (C2)	移籍会員(C3) 既に日ラに登録された会員で、他都道 府県より編入する生徒					
		日ラ・入会金	----	500	日ラ移籍 手数料		500		
		日ラ・年会費	1,000	1,000			1,000		
		栃ラ・入会金	----	500			500		
		栃ラ・年会費	1,000	1,000			1,000		
		全国高校分担金	1,000	1,000			1,000		
	計	3,000	4,000			4,000			
生徒 ② (中学生 以下)	継続会員 (D1)	新規会員 (D2)	移籍会員(D3) 既に日ラ登録会員で他県から編入する 生徒						
	日ラ・入会金	----	500	日ラ移籍 手数料		500			
	日ラ・年会費	1,000	1,000			1,000			
	栃ラ・入会金	----	500			500			
	栃ラ・年会費	1,000	1,000			1,000			
	全国高校分担金	----	----			----			
計	2,000	3,000			3,000				

準 会 員	区分	成年		学生		生徒		協力
		継続会員 (E1)	新規会員 (E2)	継続会員 (E3)	新規会員 (E4)	継続会員 (E5)	新規会員 (E6)	協力会員(E7) 会則第2条3項によ り登録された者
	日ラ・入会金	----	----	----	----	----	----	----
	日ラ・年会費	----	----	----	----	----	----	----
	栃ラ・入会金	----	1,000	----	1,000	----	500	----
	栃ラ・年会費	7,000	7,000	2,000	2,000	1,000	1,000	2,000
	計	7,000	8,000	2,000	3,000	1,000	1,500	2,000

賛 助 会 員	区分	個人	団体
	日ラ・入会金	----	----
日ラ・年会費	----	----	
栃ラ・入会金	----	----	
栃ラ・年会費	5,000	20,000	
計	5,000	20,000	

4 上記のうち、年度途中より本会へ移籍する他都道府県等日ラ登録会員については、当該年の日ラ会費が既納であれば本会への納入は要しない。

5 年会費を3ヶ月以上滞納したときは、会則第10条および、第11条が適用される。

第6条(学生・生徒の定義)

前条の学生および生徒の定義は以下のとおりとする。

1 学生とは次のとおりとする。

(1) 学生連盟加盟の大学に在籍する学生については、学生連盟規約による者。

(参照 学生連盟規約)

第6条 本連盟は、大学(学校教育法第1条に規定する大学、ただし通信制を除く)を単位とする射撃団体をもって組織する。なお、射撃部の無い大学においては支部の推薦に基づいて加盟団体に替えて個人登録で組織する。個人登録者にあつては直轄の会員とし、所属支部幹事長が統括する。

第7条 本連盟への加盟または退会は、支部を通じて理事会に申し出るものとする。会員の加盟年限は年度単位で4期までとする。

(2) 上記1以外の学生は、次の者とする。

4月1日現在で18歳以上24歳未満の者で、学校教育法に規定する学校に在籍する者。

2 生徒とは、次のとおりとする。

(1) 4月1日現在で18歳未満の者。

(2) 学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する者。なお、18歳を超える場合であっても在籍中の者は生徒と認める。

(3) 理事会が特に認めた学校に在籍する者。なお、18歳を超える場合であっても在籍中の者は生徒と認める。(中等教育学校、高等専門学校等)

第7条(会費等の徴収及び納入方法)

本規定第5条に定める一般会員、準会員、賛助会員の会費等の徴収等は、入会時に「入会申込書」に添えて随時本会事務局に納付するものとする。

2 同会員が、入会日から1年後ごとの更新時に継続会員となる場合の継続会費は、更新前年度の3月15日までに本会に納付するものとする。

第8条(重複加盟および移籍。及びその時の会費等)

会員が住所地および勤務地等で重複して日ラ加盟団体に加盟している場合(勤務地等での重複加盟とは、学生連盟、自衛隊体育学校、その他本会で認める団体に所属・加盟している場合をいう)、日ラへの入会・登録を本会より行っている場合は、本会の一般会員として取り扱い、本会以外で日ラへの入会・登録を行っている場合は、本会では準会員として取り扱う。

ただし、(公財)栃木県体育協会にふるさと選手登録された者、若しくはその候補者などの、栃木県内に本籍、実家等の住居、出身学校等を有する者については、必要に応じて理事会の承認のもと一般会員として取り扱う。

2 本会の生徒会員から学生会員ならびに学生会員から一般会員への移籍については、移籍手数料(日ラ移籍手数料500円)のみで入会金は要しない。(本規定第5条3項表参照)

3 他都道府県から本会への移籍については、日ラ会員規定第7条に基づいて取り扱い、前条に基づいて手続きを行うものとする。

4 本会より他都道府県への移籍については、「移籍届」を本会事務局に提出するものとする。その際、本会の会費等は返還しない。ただし、年度を超えない期間内で再度本会に移籍した場合は、本会の、当該年度の会費等の納入は不要とする。

(2) 移籍に係る手続きは、移籍先の団体規定に基づき移籍者が行う。

第9条(会員と参加可能競技会)

本会ならびに本会の加盟団体等が主催、主管する競技会については、一般会員・準会員でなければ選手として参加することができない。

2 準会員は、前項の競技会について、日ラにより格付けされた公認競技会への参加は、日ラ会員規定第8条に基づき取り扱う。ただし、本会以外で日ラ登録された準会員はこの限りではない。

3 第1項の競技会のうち、県民スポーツ大会、その他地域振興・普及を目的とする催し、競技会等においてはその限りではなく、別途開催要項に定めるものとする。

4 本会以外で日ラ登録された本会会員外の日ラ会員については、日ラ会員であることを確認の上で前項の競技会に参加できるものとする。

第10条(会員の特典)

会員は、次の特典が与えられる。ただし、賛助会員は除く。

- 1 日ラに会員として登録された者は、日ラ会員規定第9条による特典を受ける。
- 2 その他、本会理事会にて決議された特典。
- 3 前項以外で、日ラに会員として登録された者は、日ラ会員規定第9条に従って本会理事会あるいは本会関係委員会の承認の下で、必要な手続きを受けることができる。

第11条(会費の使途)

前条の会費は、本会運営に係る諸経費に使用する。

第12条(退会)

本会の会員は、会則第11条により「退会届」を理事会へ提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 退会届には、銃砲の推薦および所持、放銃に係る事項等、日ラに報告を要する内容に対し遺漏なく明確に記入され、かつ実行され、本会事務局へ必要な報告が為されなければならない。
- 3 本条第1項の場合、既納の会費等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 4 会則第10条により会員資格を喪失した者は、本条第2項に従い、手続きを遅滞なく行わなければならない。

第13条(改正手続き)

この規定は、必要と認めた場合には、理事会の決議と総会の承認により改正することができるものとする。

第14条(附則)

この規定は、令和 2年 6月 1日より施行する。

別表:

- ・入会申込書
- ・退会届
- ・移籍届